

学校給食における県産農産物利用拡大支援事業委託業務に関する  
一般競争入札公告

学校給食における県産農産物利用拡大支援事業委託業務について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和 32 年岐阜県規則第 19 号。以下「規則」という。）第 127 条第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

岐阜県知事 江崎 禎英

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

学校給食における県産農産物利用拡大支援事業委託業務

(2) 委託業務の仕様等

入札説明書による

(3) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日（火）

2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 に該当しない者であること。
- (2) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- (3) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領又は岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (4) 栄養士もしくは管理栄養士が 1 名以上在籍していること。
- (5) 県内農業者や農業者が組織する団体、もしくは青果物を取り扱う事業者に対し、支援業務を行った実績があること。
- (6) 過去 3 年以内に県又は市町村の業務委託を受けて、専門家を派遣する業務の実績を有していること。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒500-8570 岐阜市藪田南 2 丁目 1 番 1 号

岐阜県農政部 農産物流通課 地産地消係

電 話 058-272-1111（内線 4067）

F A X 058-278-2682

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和7年6月30日（月）から令和7年7月8日（火）までの毎日（県の機関の休日を除く。）午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

3の(1)に同じ。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、イの期限までに別に定める入札参加資格確認申請書等を3の(1)まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 提出期限 令和7年7月11日（金）午後5時

期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 入札参加資格の確認結果は、令和7年7月14日（月）までに通知する。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日 時 令和7年7月18日（金）午前11時00分

イ 場 所 岐阜市藪田南5-14-12

岐阜県シンクタンク庁舎3階 入札室

(5) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに3の(4)のイの場所において行う。

(6) 契約条項を示す場所

3の(1)に同じ。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札書記載金額」という。）の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書の日付は、入札日を記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

規則第114条各号に該当するときは、免除する。

ウ 落札者の決定方法

落札者は、規則第111条の規定により定めた予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た額の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって入札した者を落札者とする。

なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認におい

て虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第 130 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。

入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

カ 落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として 1 週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

#### 4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

落札後、電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行う。電子契約による契約締結を希望する場合、速やかに県あてに「電子契約以降確認書兼電子契約用メールアドレス確認書」を提出すること。

(3) 郵便又は電信による入札は、認めない。

(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

(5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず契約の締結をしないことがある。なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(6) 落札者が岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

(7) 落札後、電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行う。電子契約による契約締結を希望する場合、速やかに県あてに「電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書」を提出すること。

(8) 詳細は、入札説明書による。